

特記仕様書

1 業務名 令和7年度 福島市都市マスタープラン策定業務委託

2 履行場所

福島市 福島市域(地域区分:18地区)

3 契約期限

契約日から令和8年3月27日(金)まで

4 業務の目的

本業務委託は、都市計画法第18条の2の規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に基づき、平成29年度に策定した「福島市都市マスタープラン」が策定から概ね10年が経過する令和9年度を目途に、本市を取り巻く社会情勢の変化や地域住民の意見を反映するとともに、将来目標、全体構想、地域別構想等について検討し、福島市総合計画などの上位計画との整合を図り、具体的な都市の将来像を確立することを目的とする。

5 仕様等

本特記仕様書は、福島市(以下「甲」という。)が委託する「令和7年度 福島市都市マスタープラン策定業務委託」(以下、「本業務」という。)に適用するものとする。

ただし、本特記仕様書に記載のない事項については、福島県土木部監修「共通仕様書[業務委託編Ⅰ・Ⅱ]」(以下、「共通仕様書」という。)に準拠するものとする。

6 受託者の義務

受託者(以下「乙」という。)は、契約の履行にあたっては、本業務の意図及び目的を十分理解したうえで、本業務を実施するよう最高の技術を発揮しなければならない。

7 守秘義務

乙は、本業務の施行にあたり、知り得た情報等の取り扱いには十分注意を払うものとし、甲の許可無く第三者に漏らしてはならない。

8 業務内容

本業務の内容は、別紙「業務委託概要」によるものとする。

9 資料の貸与及び返却

甲は、本業務の実施にあたり関係資料等を貸与するものとする。

また、資料の貸与及び返却については、共通仕様書[Ⅱ]第1113条に基づいて行うものとするが、貸与

の際に乙は借用書を甲に提出するものとし、その様式については任意とする。

10 打ち合わせ等

打ち合わせ等については、共通仕様書[Ⅱ]第1111条に準拠して行うものとし、乙はその時期を業務計画書に明記するとともに、打ち合わせ毎に記録書を作成し甲に確認した後に成果品に添付すること。

11 照査技術者及び照査の実施

乙は、本業務の内容について共通仕様書[Ⅱ]第1108条に準拠し厳密に照査等を行わなければならない。

12 成果品の提出

成果品の提出については、共通仕様書[Ⅱ]第1117条に準拠して行うものとするが、提出の内容は次のとおりとする。

- | | |
|------------------|-------------|
| ① 都市マスタープラン業務報告書 | 3部(A4版簡易製本) |
| ② 上記各電子データ | 一式 |
| ③ その他関連する資料 | 一式 |

13 成果品の検査及び手直し

- (1)乙は、業務完了時に成果品及び必要な資料を提出し、甲の検査を受け、不備な点は指示に従い、直ちに訂正しなければならない。
- (2)成果品の受け渡し後においても、成果品に過失又は疎漏等に起因する箇所が発見された場合に、乙は甲が必要と認める訂正・その他の処理を行わなければならない。

14 参考文献等の明示

成果品に文献資料等を引用する際は、著作権侵害等の問題を生じないように、然るべき手続きを踏んだ上で、その出展を明示すること。

15 その他

共通仕様書及び特記仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた時は、甲乙協議の上でこれを定めるものとする。

なお、軽微な事項については、甲の指示によるものとする。

業 務 委 託 概 要

業務委託の範囲

福島市都市マスタープランの策定のため、次の業務を行うこととする。なお、以下の内容は策定にあたり必要と考えられる事項を示したものであり、福島市都市計画審議会等における議論により、策定の過程で変更が生じる場合がある。

1. 計画準備

業務の目的・主旨を十分に把握した上で、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成する。

【目的と位置付け】

2. 現都市マスタープランの施策評価

福島市都市マスタープランの改定にあたり、目的、背景、役割、性格、位置付け等をまとめるとともに、現マスタープランにおける施策の進捗状況を整理し、福島市総合計画などの上位計画や社会経済情勢、都市の動向等に照らし合わせて、現マスタープランにおける施策について評価し、施策の継続性を判断するための材料と課題を整理する。

【都市づくりの現況と課題】

3. 都市の現況と課題の整理

福島市都市マスタープランの策定にあたって、以下のような内容について既往統計資料や令和5年度に実施した都市計画基礎調査等を用いて福島市の現況(市街化動向、地域特性、地域資源等)を把握するとともに、上位・関連計画における市の位置付け等を整理するものとする。

(1) 都市の現況調査

- ① 広域的立地条件
- ② 福島市の成り立ち
- ③ 福島市の動向(人口、産業、土地利用、市街化動向等)
- ④ 自然、景観及び文化的資源の状況
- ⑤ 都市整備の状況(市街化、交通体系、都市基盤施設、公共公益施設等)
- ⑥ 財政状況
- ⑦ 市民の都市づくりに対する意見
- ⑧ 上位・関連計画の整理と市の位置付け

(2) 住民意向の把握

甲は、都市マスタープランの作成にあたり、現マスタープランの評価、市民の求めるまちづくりや将来像を把握するため、多段抽出法により、18歳以上の市民3,000人を対象にアンケート調査を実施する。調査結果のデータ入力及び分析考察は、乙が行うものとし、調査対象者の抽出、

また、現在策定を進めている第7次福島市総合計画等の関連計画における住民アンケート等による住民意向も参考とし、以降の業務に反映するものとする。

以上の調査結果を踏まえて、福島市に関わる都市づくりの課題を整理するものとする。

4. 地域の概況と課題

なお、地域単位としては現都市マスタープランと同様の18地区とし、福島市総合計画における地域区分と整合を図るものとする。

地域別の人口、土地利用特性、交通条件、自然・文化的・景観特性等について地域資源を整理するものである。

地域の概況と、住民意識等を踏まえて、地域の抱える地域づくり上の問題点・課題を整理するものとする。

5. 各種会議等の資料作成

(1)策定懇談会(全体)(R7 年度 2 回開催のうち 1 回程度)

(2)地域別懇談会(18地区各1回程度)

6. 策定スケジュール(予定)

	令和7年度				(参考)令和8年度			(参考)令和9年度				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期								
策定内容	経過・現状把握・課題の整理				全体及び各地区のまちづくりの方針			都市マスタープラン 原案の作成				
【外部】 策定懇談会 (全体)			第1回 ○	第2回 ○	素案決定				○	原案決定	計画策定・公表	
【外部】 策定懇談会 (地域別)				第1回 ○					○			
【庁内】 策定委員会 (幹事会)			第1回 ○	第2回 ○								
その他 手続き等	市民アンケート LINE 書面				都計審	都計審	都計審	パブコメ	県協議	公聴会	都計審	県入通知

※庁内委員会及び外部会議で提示する内容については、進捗状況に応じて都度決定する。

(令和 8 年度予定業務の内容【参考】)

7. 都市の将来像

8. 都市づくりの方針(全体構想)

9. 地区別まちづくりの方針(地域別構想) ※上記 4 の内容を除く

10. 都市づくりの実現に向けて

11. 福島市都市マスタープラン素案のとりまとめ